

6月の第1週は

「ごみ減量・リサイクル推進週間」です



家庭から出されるごみの排出量は、ここ数年増加傾向にあります。このまま増え続けると焼却施設への負担や処理費用の増加、最終処分場のひっ迫など廃棄物処理の状況は厳しくなります。ごみの減量化、ごみの適正処理、生活環境への負担を低減するために、国では「ごみ減量・リサイクル推進週間」を設けました。

市としても、市民・事業者・行政が連携して、今まで以上にごみの減量に向けた取組が必要となります。身近な生活の中から少しでもごみを出さないようにすることが、ごみ減量へつながるとともに、各種リサイクル法に基づく分別の徹底を行うことにより、リサイクルの推進が図られますのでご協力ください。

雑紙類の分別収集が始まりました

市では、ごみ減量化・再資源化の施策として、4月から「雑紙類の分別収集」を開始しています。ごみ減量化・再資源化のためにも、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

雑紙類の出し方は、「雑紙類専用収集袋」と黄色い文字で印刷された専用袋（スーパリーなどの小売店で購入してください）に入れて、月2回の古紙回収指定期日に資源物の集積所に出してください。

生ごみを堆肥化して有効利用してみませんか

生ごみ減量容器（通称：コンポスト）、発酵容器（通称：EM発酵容器）家庭用電気式生ごみ処理機を購入される方を援助します。

循環型社会の形成の一環として、生ごみの堆肥化が普及されています。市でも自宅で堆肥化をしようとする方を支援することを目的に、生ごみ減量容器、発酵容器、電気式生ごみ処理機を購入される方に対して補助金を交付しています。

雑紙類として分別収集するもの
<ul style="list-style-type: none"> ●ティッシュの箱（取り出し口のビニールは外す） ●菓子箱、レトルト食品の箱 ●折箱（紙製） ●ノート類、紙製ファイル（金具は外す） ●タバコの箱（セロハン・銀紙は取る） ●各種包装紙（セロテープははがす） ●紙製玩具（折り紙など） ●事務用紙、メモ用紙、画用紙 ●手提げ袋（プラスチック・ビニール部分は外す） ●封筒（窓付封筒のビニール部分は取り除く） ●名刺、ダイレクトメール（ビニール部分は取り除く） ●ラップ、トイレトペーパーなどのしん ●学校からのプリント類（ホッチキスの針は外す）
雑紙類として出せないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○写真 ○感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙 ○油紙、合成紙 ○紙コップなどのワックス加工紙 ○ビニールコート紙 ○石鹸・洗剤の箱、米袋 ○窓付封筒（窓のフィルムを取り除かないもの） ○紙おむつ、使用済みティッシュペーパーなど不衛生なもの ○紙以外の素材が付着しているもの



▲コンポスト



▲EM発酵容器

資源回収する団体・グループを応援します

市では、再生資源集団回収を実施している団体・グループ（子供会・町内会・PTA・老人クラブなど）の皆さんに、報奨金を交付しています。大切な資源のリサイクルのために、団体・グループで資源回収をしてみませんか。

申・問

環境対策課（内線510・555）
 廃棄物処理課（内線402・403）
 ・各総合支所市民生活課

6月は「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です

市では、不法投棄を防止するため、職員によるパトロールや不法投棄防止看板の設置を行っています。また、不法投棄監視体制を強化するため、「宮城県タクシー協会石巻支部」、「市内郵便局」、「石巻地区森林組合」と情報提供のための協定を結び、山林や市街地を監視する体制をとっています。

投棄物や投棄者を発見した場合には、速やかに保健所および警察署などの関係機関に通報するシステムにより、不法投棄を未然に防止することに努めています。

なお、不法投棄禁止違反の場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処せられます。

問

廃棄物処理課（内線402・403）



▲不法投棄防止看板

愛犬家のみなさんへ



犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに！

●新たに犬を飼う場合は、飼い始めた日から30日以内に、子犬の場合は生後90日を過ぎた日から30日以内に必ず登録してください。

また、すでに犬を飼っている方で、まだ登録を済ませていない方も必ず登録してください。

●犬の登録は生涯で1回ですが、狂犬病予防注射は毎年1回受けなければいけません。

●狂犬病予防注射は毎年4月～6月の間に行うことと法律で決まっています。下記動物病院で、犬の登録および狂犬病予防注射が受けられますので、忘れずに注射を行ってください。

ペットは大切なパートナー

犬や猫のフン公害で迷惑している苦情が頻繁にあります。

犬猫の責任ではなく、飼い主のマナーがよくないのです。また、飼い主でなくても、野良猫に餌を与えることは、猫にそこが居心地のいい場所であるという印象を与え、野良猫の増加とフン公害につながります。野良猫に餌を与えるのであれば、フンを自宅でするようにきちんとしつけて、愛情と責任をもって最後まで飼いましょ。

☎ 環境対策課（内線268・269）
各総合支所市民生活課

病院名	住所	電話番号
大森獣医科病院	穀町9-16	22-0929
早坂動物病院	小船越字山畑112-5	62-2789
バスカル動物病院	蛇田字菰継79-15	96-8106
シートン動物病院	立町一丁目4-17	22-6100
首藤動物病院	須江関ノ入101-2	73-2034
あべ動物病院	中里7丁目4-12	93-2786
畠山獣医科医院	広瀬字砂3-10	73-2478
ぐりーむ動物病院	伊原津一丁目4-30	92-5622
佐藤獣医科病院	北上町長尾字下沢35	67-3064
こんどう動物病院	宇田川町2-12	25-1230

犬・猫を飼えなくなった方へ

犬や猫は家族の一員ですので終生責任をもって飼いましょ。どうしても飼えなくなった場合はご相談ください。市では犬猫の引取を行っています。日程をよくお確かめの上、引き渡す日の前日まで、環境対策課もしくは会場となる総合支所へ連絡してください。

日時	会場
7日(水) 10:00	北上総合支所
〃 10:30	河北総合支所
14日(水) 9:30~10:00	市役所第1分庁舎内駐車場
〃 8:30~12:00	雄勝総合支所
21日(水) 13:00~14:00	桃生総合支所
〃 14:00~14:30	河南母子健康センター前
28日(水) 9:30~10:00	市役所第1分庁舎内駐車場
〃 14:00	牡鹿総合支所

持ち物 犬の鑑札（生後3カ月を過ぎて未登録の犬は、3,000円）・印かん

☎ 環境対策課（内線268・269）・各総合支所市民生活課

守らないと法律により 飼い主が罰せられます

放し飼いはやめましょ

- 首輪とリードをつけるのは飼い主の義務です。
- 広場や公園でもリードを手放さないでください。

散歩の仕方に注意ましょ

- 運動不足にならないよう散歩は十分にさせてください。
- リードは短く持って、他の方の迷惑にならないようにしてください。
- 散歩中は、必ずビニール袋などを用意しておいて、フンをしたら後始末を必ずましょ。

粗大ごみは

収集できません

家庭から出るごみのうち、次のようなものは、集積所に出されても市では収集しません。買い替え時に販売店に引き取ってもらるか、廃棄物処理課または各総合支所市民生活課までお問い合わせください。



▲粗大ごみの例

- 粗大ごみに該当するもの
 - 消火器、タイヤ、バッテリー、バイク、パソコンなど
 - 家電4品目
冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機
 - 有毒物質を含むもの
農薬・劇薬、石膏ボードなど
 - 危険性のあるもの
ガソリン・オイルなどの油類、塗料、火薬、プロパンガスボンベなど
- ※その他に、火気のあるもの、著しく悪臭を発するもの、汚水を出すものがあります。
- ☎ 廃棄物処理課（内線402・403）
各総合支所市民生活課